

届出番号

製造用原料品  
輸出貨物製造用原料品による製造終了届

令和 年 月 日

税関御中

届出者  
住所  
氏名（名称及び代表権者の氏名）

製造用原料品（輸出貨物製造用原料品）による製造が終了したので、関税定率法第13条第5項（第19条第2項）の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

製 品		副 産 物		製造用（輸出貨物製造用）原料品		混じて使用した同種原料品	
品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量
製造用（輸出貨物製造用）原料品の輸入許可税関		輸入許可の年月日及びその番号		法第13条第4項の規定による承認年月日			
製造工場の名称及び所在地		検査した年月日		検査職員の氏名			

## 検 査 書

上記の届出に基づいて令和 年 月 日検査を了し相違がないことを証明する。

令和 年 月 日

税 関

- (注) 1. 法人においては、届出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名して下さい。  
なお、届出者が法人である場合で、あらかじめその製造工場の承認を受けた代表権者から権限の委任を受けた者である場合については、その委任を受けた者の氏名で届出ることができます。
2. 輸出される貨物の製造が2以上の異なる製造工場で連結して行われる場合の第2次以後の製造工場における「輸出貨物製造用原料品」欄の記載は、当該製造工場において製品を製造するために使用した原料品の品名及び数量を（ ）書し、これに対応する輸出貨物製造用原料品（輸入原料品）の品名及び数量を併記する。
3. この製造終了届は、2通（製造工場が第2種製造工場であるときは3通）を製造工場所轄税関に提出して下さい。

(規格A4)